図書館委員会委員 殿

図書館委員会委員長 (附属図書館長) 尾 上 孝 雄

令和2年度第4回図書館委員会(持回り)の審議結果について

令和3年1月26日付で持回りでの審議をお願いしておりました件について、協議 事項1、2ともに「原案どおり承認します。」が半数を超えましたので、ご承認いただ いたこととさせていただきます。

なお、協議事項1、2ともに「原案については、一部(別記)を除き承認します。」 及び「原案については、承認できません。」の回答はありませんでした。

皆様のご協力ありがとうございました。

(備考)

協議事項2「大阪大学附属図書館生命科学図書館運営委員会規程の一部改正」の改正案の文言及び一部改正に伴う経過措置(現委員の取扱い等を附則に記載)につきましては、総務部総務課法規係に確認を依頼していますので、確認終了後、最終案をお知らせします。

図書館委員会委員 殿

図書館委員会委員長 (附属図書館長) 尾 上 孝 雄

令和2年度第4回図書館委員会(持回り)の開催について(通知)

このたび、下記の喫緊の議案につき、メールによる持回りでの審議とすることといたしました。

つきましては、別紙資料をご参照いただき、可否について、ご審議の上、令和3年1月29日(金)までに図書館企画課庶務係

(tosyo-kikaku-syomu@office.osaka-u.ac.jp) 宛にご回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

議題

<協議事項>

- 1. 大阪大学附属図書館研究開発室規程の一部改正について・・・・別紙1
 - ※ 広く附属図書館が行う教育研究支援活動に関する課題について研究開発を行い、高度な図書館サービスの実現を図るため附属図書館に研究開発室を置き、室長(館長)と室員若干名(課題に応じて学内の専門知識を有する教員を委嘱。以下「兼任教員」という。)をもって組織しています。

このたび、大阪大学で計画・促進している DX (デジタルトランスフォーメーション) 事業における研究データマネジメントスキームの構築、オープンアクセスを含めたオープンサイエンス推進の体制構築等を図るため、同室に教員(助教。令和3年4月1日~3年間)が配置されることに伴い、所要の改正を行い、併せて一部運用の見直しを行うもの。

(改正内容)

- ・室員として研究開発室の専任教員を加える(第4条第1項第1号関係)。
- ・兼任教員については、同室の設置当初(平成11年4月)より事務簡素化のため、図書館委員会で協議後、館長が委嘱しているが、今後は室長である附属図書館長のリーダーシップのもと OU マスタープラン等大学の運営方針に迅速に対応するため、室長が指名することとする(図書館委員会には報告事項とする)(第4条第1項第2号関係)。
- ・研究開発室の課題は年度ごとに設定するため、室員(兼任教員)の任期は室員となった時点からその年度末までとする(第4条第2項関係)。
- ・研究開発室の専任教員が多様な課題を担当することに伴い、室長は学内外の専門性の

高い者の協力を求めることができるよう規定を加える(第5条関係)。

- ・本規程に定めるもののほか、研究開発室の運営に関し必要な事項は、室長(館長)が 別に定めることを明記する(第7条関係)。
- 2. 大阪大学附属図書館生命科学図書館運営委員会規程の一部改正について・・・別紙2
 - ※ 生命科学図書館運営委員会の委員構成について、担当の副館長と生命系の各部局から選ばれた教員(部局ごとに1~3名)としているところ、運営上の必要(下記)から、各部局の図書館委員会委員が生命科学図書館運営委員会委員に必ず含まれるよう、所要の改正を行うもの。

なお、この件については、令和3年1月15日付け開催のメール審議による生命科 学図書館運営委員会で承認済みです。

(備考) 現委員の状況としては、次のとおり。

図書館委員会委員が生命科学図書館運営委員会委員を

兼ねている部局:医病、薬、生、連合

兼ねていない部局:医、歯、微研、蛋白研

(運営上の必要理由と改正内容)

・全学委員会である図書館委員会の下に、附属図書館における電子図書館サービスに係る事項について審議するために電子図書館委員会を置いており、このたび、同電子図書館委員会の下に、電子的情報基盤資料(主に電子ジャーナル)の選定を目的とした分野別共通タイトル選定小員会(3分野)を設置して、選定を行うこととなった(令和2年12月22日 電子図書館委員会 承認)。

(3分野:人文・社会系、理工系、生命系)

・ついては、現行規定では、生命科学図書館運営委員会委員のうち、図書館委員会委員 が兼務していない部局の委員は全員、上記生命系分野別共通タイトル選定小員会に参 画しないことになり、同運営委員会の運営上、支障が生じるため、生命系の部局の図 書館委員会委員は全員、同運営委員会委員を兼ねることになるよう改正する(第2条 第2項関係)。

(備考)

・改正案の文言及び一部改正に伴う経過措置(現委員の取扱い等を附則に記載)について、総務部法規係に確認を依頼しますので、確認終了後の文言の修正については、委員長にご一任いただきますようお願いします。